

令和元年第2回  
笠間市議会定例会会議録 第4号

令和2年6月12日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	飯田正憲	君
副議長	13番	石田安夫	君
	1番	坂本奈央子	君
	2番	安見貴志	君
	3番	内桶克之	君
	4番	田村幸子	君
	5番	益子康子	君
	6番	中野英一	君
	7番	林田美代子	君
	8番	田村泰之	君
	9番	村上寿之	君
	10番	石井栄	君
	11番	小松崎均	君
	12番	畑岡洋二	君
	14番	藤枝浩	君
	15番	西山猛	君
	16番	石松俊雄	君
	17番	大貫千尋	君
	18番	大関久義	君
	19番	市村博之	君
	20番	小藺江一三	君
	21番	石崎勝三	君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	山口伸樹	君
市副市長	近藤慶一	君

教 育 長	今 泉 寛 君
市 長 公 室 長	中 村 公 彦 君
総 務 部 長	石 井 克 佳 君
市 民 生 活 部 長	金 木 雄 治 君
保 健 福 祉 部 長	下 条 かをる 君
産 業 経 済 部 長	古 谷 茂 則 君
都 市 建 設 部 長	吉 田 貴 郎 君
上 下 水 道 部 長	横 手 誠 君
市 立 病 院 事 務 局 長	後 藤 弘 樹 君
教 育 部 長	小 田 野 恭 子 君
消 防 長	堂 川 直 紀 君
笠 間 支 所 長	岡 野 洋 子 君
岩 間 支 所 長	伊 勢 山 裕 君

---

#### 出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	堀 越 信 一
議 会 事 務 局 次 長	西 山 浩 太
次 長 補 佐	松 本 光 枝
係 長	神 長 利 久
主 幹	塩 田 拓 生

---

#### 議 事 日 程 第 4 号

令和2年6月12日（金曜日）

午 前 10 時 開 議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 閉会中の継続審査について
- 日程第3 議案第43号 笠間市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第44号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第45号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第46号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第47号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

- 議案第48号 笠間市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第49号 笠間市立地適正化計画における建築等の届出等に関する条例について
- 議案第50号 市道路線の廃止及び認定について
- 議案第51号 工事請負契約の締結について（防災行政無線デジタル化整備工事）
- 議案第52号 工事請負契約の締結について（橋梁上部工事（仮称北山橋））
- 議案第53号 動産購入契約の締結について（はしご付消防自動車購入）
- 議案第54号 損害賠償の額を定めることについて
- 議案第55号 令和2年度笠間市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第56号 令和2年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第57号 令和2年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第58号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第4 議員提出議案第1号 笠間市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 閉会中の継続審査について
- 日程第3 議案第43号 笠間市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第44号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第45号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第46号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第47号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第48号 笠間市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第49号 笠間市立地適正化計画における建築等の届出等に関する条例について
- 議案第50号 市道路線の廃止及び認定について
- 議案第51号 工事請負契約の締結について（防災行政無線デジタル化整備工事）

議案第52号 工事請負契約の締結について（橋梁上部工事（仮称北山橋））

議案第53号 動産購入契約の締結について（はしご付消防自動車購入）

議案第54号 損害賠償の額を定めることについて

議案第55号 令和2年度笠間市一般会計補正予算（第4号）

議案第56号 令和2年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）

議案第57号 令和2年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第58号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第4 議員提出議案第1号 笠間市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

---

午前10時00分開議

### 表彰状の伝達

○議長（飯田正憲君） 皆さんおはようございます。

本会議に先立ちまして、全国市議会議長会及び茨城県市議会議長会から表彰状が贈られておりますので、ここで伝達を行いますので、事務局より名前をお呼びいたします。

○議会事務局長（堀越信一君） それでは、初めに全国市議会議長会から表彰を受けられました方々を読み上げさせていただきます。

呼ばれた方は議場中央のほうへ御移動をお願いいたします。

石崎勝三議員、大貫千尋議員、西山 猛議員、藤枝 浩議員、以上の方々でございます。

それでは、改めて順次お名前を読み上げますので、議長より表彰状をお受け取りいただきたいと思っております。

呼ばれた方は前へお進みいただきたいと思っております。

初めに、石崎勝三議員。

○議長（飯田正憲君）

#### 表彰状

笠間市 石崎勝三殿

あなたは、市議会議員として25年の長きにわたり市政発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第96回定期総会に当たり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

令和2年5月27日

全国市議会議長会会長 野尻哲雄（代読）

おめでとうございます。

〔表彰状伝達、拍手〕

○議会事務局長（堀越信一君） 続きまして、西山 猛議員。

○議長（飯田正憲君）

表彰状

笠間市 西山 猛 殿

あなたは、市議会議員として15年の市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第96回定期総会に当たり、本会表彰規程によって表彰をいたします。

令和2年5月27日

全国市議会議長会会長 野尻哲雄（代読）

おめでとうございます。

〔表彰状伝達、拍手〕

○議会事務局長（堀越信一君） 続きまして、藤枝 浩議員。

○議長（飯田正憲君）

表彰状

笠間市 藤枝 浩 殿

あなたは、市議会議員として15年の市政振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第96回定期総会に当たり、本会表彰規程によって表彰いたします。

令和2年5月27日

全国市議会議長会会長 野尻哲雄（代読）

おめでとうございます。

〔表彰状伝達、拍手〕

○議会事務局長（堀越信一君） すみません、そのままお残りいただきしたいと思います。

それでは、続きまして、茨城県市議会議長会から表彰されました方々を読み上げさせていただきます。

石崎勝三議員。

○議長（飯田正憲君）

表彰状

笠間市議会議員 石崎勝三 殿

あなたは、市議会議員の職にあること25年、熱誠地方自治の進展発展に尽瘁し、市政の向上振興に貢献された功績はまことに顕著であり、よって、ここに表彰いたします。

令和2年4月20日

茨城県市議会議長会会長 安藏 栄（代読）

おめでとうございます。

〔表彰状伝達、拍手〕

○議会事務局長（堀越信一君） 続きまして、西山 猛議員。

○議長（飯田正憲君）

表彰状

笠間市議会議員 西山 猛殿

あなたは、市議会議員の職にあること15年、熱誠地方自治の進展発展に尽瘁し、市政の向上振興に貢献された功績はまことに顕著であります。よって、ここに表彰いたします。

令和2年4月20日

茨城県市議会議長会会長 安藏 栄（代読）

おめでとうございます。

〔表彰状伝達、拍手〕

○議会事務局長（堀越信一君） 続きまして、藤枝 浩議員。

○議長（飯田正憲君）

表彰状

笠間市議会議員 藤枝 浩殿

あなたは、市議会議員の職にあること15年、熱誠地方自治の伸張発展に尽瘁し、市政の向上振興に貢献された功績はまことに顕著であります。よって、ここに表彰いたします。

令和2年4月20日

茨城県市議会議長会会長 安藏 栄（代読）

おめでとうございます。

〔表彰状伝達、拍手〕

○議会事務局長（堀越信一君） それでは自席のほうへお戻りいただきたいと思えます。

○議長（飯田正憲君） 以上で、全国市議会議長会及び茨城県市議会議長会からの表彰状の伝達を終わります。

それでは会議を始めてまいります。

---

## 開議の宣告

○議長（飯田正憲君） 御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は21名であります。本日の欠席議員は17番大貫千尋君でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

大貫千尋君が着座いたしました。

---

## 議事日程の報告

○議長（飯田正憲君） 日程について御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、資料のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

### 会議録署名議員の指名について

○議長（飯田正憲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、20番小藺江一三君、21番石崎勝三君を指名します。

---

### 閉会中の継続審査について

○議長（飯田正憲君） 日程第2、閉会中の継続審査について議題といたします。

総務産業委員会委員長から、現在委員会において審査中の陳情第2の1号、国に対し刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出を求める陳情書については、会議規則第111条の規定に基づき、資料のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

本件は委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

議案第43号 笠間市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

議案第44号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第45号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第46号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第47号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第48号 笠間市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第49号 笠間市立地適正化計画における建築等の届出等に関する条例について

議案第50号 市道路線の廃止及び認定について

議案第51号 工事請負契約の締結について（防災行政無線デジタル化整備工事）

議案第52号 工事請負契約の締結について（橋梁上部工事（仮称北山橋））

議案第53号 動産購入契約の締結について（はしご付消防自動車購入）

議案第54号 損害賠償の額を定めることについて

議案第55号 令和2年度笠間市一般会計補正予算（第4号）

議案第56号 令和2年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）

議案第57号 令和2年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第58号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（飯田正憲君） 日程第3、議案第43号 笠間市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、ないし議案第58号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）の16件を一括議題といたします。

審査が終了しておりますので、これより各常任委員会の委員長からの審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務産業委員会委員長より報告をお願いします。

委員長田村泰之君。

〔総務産業委員長 田村泰之君登壇〕

○総務産業委員長（田村泰之君） 今期市議会定例会において総務産業委員会に付託された議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき御報告申し上げます。

当委員会は6月9日に、執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第43号外6件の付託議案の審査を行いました。

審査の過程では、主な質疑と審査結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第43号 笠間市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてであります。法第28条の解釈が参考までできて改正になるが、第1号の人事評価において、降任までできるとあるが、1回の人事評価で決めて降任できるとの解釈でいいかと質疑に対し、人事評価に関しては、2年連続で評価がD評価の職員に対し、研修等人材育成を行い、それでも改善が図れない場合は分限処分の対象となり、これらは3年間かけて行うとの答弁がありました。

次に、議案第55号 令和22年度笠間市一般会計補正予算（第4号）であります。消防本部所管では、移送用隔離ベッド購入について、コロナウイルス対策の関係で導入を決定したのかとの質疑があり、コロナウイルス対策も当然だが、NBCテロ対策も含まれているとの答弁がありました。

秘書課所管では、特別職の給料等の減額については、他の事例があるが、一般職の部長級の管理職手当の減額まで踏み込んだ事例はなく、笠間市だけだと思うが、どのように決めていったのかとの質疑があり、新型コロナウイルス感染症の影響がある中、公務員は給与や期末手当が満額支給となる。市民に対し、公務員として協力できることは何か、三役、部長、支所長会議において協議し、管理職手当10%の減額を決定した。この減額分は新型コロナウイルス感染症対策基金に積み立てて、目的を持って利活用していくことを条件としているとの答弁がありました。

協力していくとの気持ちは大事だと思うので、仕事の上でも頑張ってもらいたいとの意見がありました。

企画政策課所管では、ブランド戦略委託料の内容について、オンラインでのPRをすること、これは笠間の動画を製作し、流していく内容という理解でよいかとの質疑に対し、この事業は企画、提案方式での実施を検討しているが、動画を一方的に流すということではなく、例えばZoom等などカメラなどを使い、実際に市内の産物を購入してもらい、その購入費を参加費としてZoom等オンラインを利用し、直接生産者とつながりを持つ取組をして、旅行の気分を味わっていただくことを想定している。また、ブランド戦略なので、事業として実施している会社に運営してもらおうのかとの質疑に対し、様々な分野の事業者が参画できる可能性があるが、市のブランドイメージの作成が最終目標であることから、市の資源をよく知っている方、かつウェブやデザイン等のスキルを持っている方が対象になると想定しているとの答弁がありました。

コロナ対策の中で、移住に向けて、地方の魅力を発信することはプラスになると思う。若い人も密集を避けるため、地方に興味を持っている人も多くいることから、近い田舎である笠間がどう動くかがプラスになると思うので、しっかり頑張ってもらいたいとの意見がありました。

次に、旅館等利用多角化促進事業については、リモートワークやサテライトオフィスとして活用することだが、事業運営については外注を予定しているのかとの質疑に対し、市が直接実施するとの答弁がありました。

財政課所管では、旧市立病院解体に関する国庫補助金返還について、建物の耐用年数はどうなるかとの質疑に対し、処分制限期間が27年と設定されているところ、6年が経過し、残存年数は21年であるとの答弁がありました。

商工課所管では、中小企業サポート補助金について、事業者は既にコロナ対策を実施している分があると思うが、いつまで遡って申請できるのかとの質疑に対し、4月1日まで遡って対象とするとの答弁がありました。

観光課所管では、7月オープンのスカイロッジの状況について質疑があり、6月中旬頃に工事が完了し、6月下旬にホームページを開設し、7月中旬にオープン予定である。

また、誘客促進事業について、宿泊割引クーポンの使用開始時期はいつかとの質疑があり、議決後、6月下旬に観光協会と協議し、7月上旬からPR、7月下旬に開始する予定であるとの答弁がありました。

なお、議案第44号、45号、51号、53号、54号については、執行部の詳細な説明をもって了承次第であります。

以上のような審査結果を踏まえ、当委員会に付託された議案について採決したところ、全ての議案において、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。

議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田正憲君） 令和2年に訂正してください。

初めの、令和元年って。令和22年。

○総務産業委員長（田村泰之君） ちょっと待って。休憩。

○議長（飯田正憲君） 暫時休憩します。

午前10時22分休憩

---

午前10時22分開議

○議長（飯田正憲君） 休憩を解いて、再開いたします。

○総務産業委員長（田村泰之君） 令和2年に訂正させていただきます。

大変御迷惑おかけして、申し訳ございませんでした。

○議長（飯田正憲君） 次に、教育福祉委員会委員長より報告願います。

委員長村上寿之君。

〔教育福祉委員長 村上寿之君登壇〕

○教育福祉委員長（村上寿之君） 今期市議会定例会において、教育福祉委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき御報告を申し上げます。

当委員会は6月9日に、執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第63号外7件の付託議案の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑等を申し上げます。

初めに、議案第47号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、今回の条例改正により負担が増える所得階層について確認いたしました。

次に、議案第55号 令和2年度笠間市一般会計補正予算（第4号）では、社会福祉課所管のプレミアム付商品券事業費の変化について、執行率が4割程度になった原因についての質疑に対し、この事業は子育て世帯と低所得者層を対象としたもので、国で定めた規定に沿って本事業を進める中で、子育て世帯はおおむね購入された一方、低所得者には商品券を購入するために一定額を支払うことに抵抗が見られたことにより、執行率が伸び悩んだとの答弁がありました。

健康増進課所管のマスク購入のための消耗品費増額について、どのような種類のマスクをどれだけ購入する予定なのかとの質疑に対し、医療機関や福祉施設に実際配布した実績の2倍ほどの量を購入し、不織布マスクと、医療機関に合わせてサージカルマスクを配布する。マスクの価格が下がってきていることから、余裕が出れば、第2波、第3波のためにも、できるだけ多くのマスクを買っていききたいとの答弁がありました。

生涯学習課所管の大日堂での文化保護費の増額における建物価格の妥当性についての質疑に対し、美術の専門家に依頼し、鑑定をかけた上で予算を要求した。その答弁がありま

した。

次に、議案第56号 令和2年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）では、テントや体温測定、サーマルカメラを購入するということは、発熱外来を設置するということから質疑に対し、発熱した患者が来院したときに、一般患者と分けて診察するためにテントを購入し、サーマルカメラは玄関に設置し、来院した患者の体温を観察するものだが、発熱外来を設置するべきか、または単に発熱や呼吸器に異常がある患者の動線を別にするかは決まっていないが、蔓延状況や患者の来院状況を見て検討を深めていきたいとの答弁がありました。

また、旧市立病院解体工事において、当委員会では、発掘された医療廃棄物をエコフロンティアかさまで良心的に処分してもらうように交渉すべきと提案しておりました。このことについて、現在、エコフロンティアかさまでは、コロナウイルス対応により医療廃棄物の受入れが多く、これらの処分が優先されるべきとされる中で、旧市立病院で発掘された医療廃棄物を一度に搬入することは難しい状況があり、分散して搬入することで逆に経費が増えてしまうことから、エコフロンティアかさではなく、ほかの処分場での背景を考えているとの報告がありました。

次に討論であります。議案第47号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、低所得者層の保険税率軽減のために、一定の所得水準上の加入者に負担させるようになり、年収約717万円以上の方が対象になるが、子育て世帯であれば余裕がある階層ではないので、この改正は不適切と考える。また、軽減措置の財源は加入世帯の保険税のみで調整できる話ではなく、国費投入や法定外繰入れの議論がされるべきであるとの反対討論がありました。

なお、議案第46号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について、議案第48号 笠間市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、については、執行部からの詳細な説明をもって承認した次第であります。

以上のような審査を踏まえ、議案第46号、48号、55号、56号については、全会一致により原案のとおり可決すべきもの、また、議案第47号については賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。

議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（飯田正憲君） 次に、建設土木委員会委員長より報告を願います。

委員長西山 猛君。

〔建設土木委員長 西山 猛君登壇〕

○建設土木委員長（西山 猛君） 今期市議会定例会において、建設土木委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき、御報告を申し上げます。

当委員会は、去る6月10日に、執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第49号外5件の付託議案の審査を行いました。

審査の過程で、主な質疑、意見等及び審査結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第49号 笠間市立地適正化計画における建築等の届け出等に関する条例についてであります。今後の笠間市の動向や、公共インフラの整備状況についてシミュレーションをした上で、県や他市町村を見ながら計画的に取り組むべきとの意見に対し、執行部から、本市の人口も今後減少傾向にあることから、その方策の一つとして立地適正化計画を策定した。都市計画分野だけでなく、様々な施策と連携して取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、議案第50号 市道路線の廃止及び認定についてであります。国道355号線を移管するということであるが、下市毛北T字路交差点から石井の国道355号線バイパスまでの区間の移管はいつぐらいにできる予定なのか、また、市内に来ていただく観光客の皆さんに対して、分かりやすいルート表示が必要ではないかとの質疑に対し、執行部から、指摘される場所は以前市道であった区間を、稲荷門前事業の整備のため、県と協議をして国道となった区間であり、現在も認定市道として残している現状で、移管する区間としては一緒になる。また、ルート表示に関しては、県との協議が必要であるとの答弁がありました。

次に、議案第52号 工事請負契約の締結について。橋梁上部工事、仮称北山橋であります。近年ではメンテナンスの必要などにも考慮し、PC橋を選択している傾向が多いように思うが、鋼製橋、鉄骨ですね、を選択した理由は何かとの質疑に対し、執行部から、橋の延長52メートル区間において、PC橋では中間点に橋脚が必要となるため、さらには景観等を考慮し、橋脚設置が不必要である鋼製橋を選択したとの答弁がありました。

次に、議案第55号 令和2年度笠間市一般会計補正予算（第4号）であります。

建設課所管では、交通量調査分析委託料の詳細については、との質疑に対し、執行部から鯉淵地内の県立中央病院周辺において、慢性的な交通渋滞の原因を調査し分析することで、今後の渋滞緩和対策を検討するものであるとの答弁がありました。さらに費用対効果についても重ねて検討するようにとの要望がありました。

次に、議案第57号 令和2年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第58号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）については、執行部からの詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、当委員会に付託された全ての議案は、全会一致により可決すべきものと決定した次第であります。

議員各位の御賛同をお願いいたしまして、御報告といたします。

○議長（飯田正憲君） 委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

10番石井 栄君の発言を許可いたします。

〔10番 石井 栄君登壇〕

○10番（石井 栄君） 10番、日本共産党の石井 栄です。議長の許可を受け、討論をいたします。

まず最初に、議案第47号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をいたします。

その理由、一つ、今回の改正で低所得者の保険税は一部軽減になりますが、その財源をどのように採用しようとしているのでしょうか。それは一定額以上の所得を有する階層以上の世帯の保険税率を値上げして、その財源を賄おうとしております。

この増税になる所得階層は所得約710万円を超える世帯であります。この所得基準は、国保世帯の中では所得が高い世帯に属することは事実でありますけれども、例えば高校生や大学生を持つ子育て世帯では、教育費だけでも年間に200万円から300万円以上の費用がかかるという現実が実際にございます。余裕はなく、国保税額を増額するという方法で財源を賄うということは不適切であると考えます。

高い国保税を軽減するためには、国保税納税者の中の比較的高い階層の税額を増税し調整する方法というのは、社会保障としての国民健康保険制度の在り方にもとるものであります。

不合理な均等割の削減、廃止を進めることを通じて軽減することが適当であると、このような議論が多くございます。そのために国費の投入が必要であり、この点は全国知事会も国に要望しているところであります。また、一般会計からの法定外繰入れや、国保財政調整基金の活用も可能であります。

よって、この条例案は不適切であり、反対いたします。

議員の皆様の御理解と御賛同を賜りますようお願いいたしまして、反対討論といたします。

次に、議案第49号 笠間市立地適正化計画における建築等の届け出に関する条例について、反対する立場で討論をいたします。

この条例案の提案理由で、本案は都市再生特別措置法に基づき、笠間市立地適正化計画における届け出に関し、必要な事項を定めるため制定するものとしております。また、目的の第1条では、都市再生特別法第88条の規定に基づき、笠間市立地適正化計画に関わる届け出に関する必要な事項を定めることにより、計画の遠隔な運用を図り、もって住環境の維持向上に資することを目的とするとしております。そして、届け出の対象とする建築

物として、第2条に、1、有料老人ホーム、2、認知症対応型共同生活介護または介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う住居、三番目、サービス付き高齢者向き住宅を挙げております。

この条例案では、上記3種類の施設の建築等の届け出を義務づけるものであり、建設そのものの規制をするものではありません。しかし、居住誘導区域外に造る際には、届け出書類に一定の記載、添付書類として配置図、位置図、平面図が必要となります。同時に、誘導区域内に造れば、国による補助制度や税制措置の特例制度がありますというインセンティブを紹介されますから、公共施設や民間誘導施設については、実質的な抑制効果が働くものと思われまます。

また、住宅に対するインセンティブとしては、生活道路や水道などの生活施設に関する工事に関して優先的な整備が行われるとの紹介が質疑を通じて明らかになりました。

全協での説明では、笠間市立地適正化計画における居住地の区分計画が示されており、居住誘導区域、都市機能誘導区域、準居住誘導区域、その他に区分されます。

現時点では、居住誘導区域は市全体で617ヘクタールで、市全体の面積の2.6%であり、そこに現時点では1万4,365名、市人口の19%が居住しております。準居住誘導区域は市内565.5ヘクタール、2.4%の面積に15%が居住しております。

居住及び準居住誘導区域合わせますと、市内の5%の面積に34%が居住しているのが現状ですが、ここに市内の人口のより多くを集めていくというのが政策が目指す誘導方向です。この基本方向は、笠間市が独自に決めたものというのではなく、国が先に決めた都市再生特別措置法に基づいた笠間市版、笠間市バージョンと言えるのではないのでしょうか。国が決めた基本方針から外れることはなかなか難しいものですから、要点は抑えてあるものと思えます。

この制度、立地適正化計画を推進することで、稲田、福原、片庭、箱田、飯田、大橋、池野辺、本戸、加賀田地域等への商業施設、介護福祉施設の設置が抑制される可能性はないと言えるのかとの質問に対し、市の答弁は、都市機能の集約を目指すもの、比較的小規模の届け出を義務づけていないため、立地を抑制するものではないと、このような答弁がありました。

また、この制度、立地適正化計画を推進することにより、上記6地区の人口減を加速する要因にはならないと言えるかとの質問には、市の答弁は、人口減少には様々な要因が考えられるが、誘導区域内は人口密度を維持し、利便性を高めていく政策を取る。市の独自区域である準居住誘導区域を定めており、稲田駅、福原駅周辺を位置づけている誘導区域外の区域においては、人口減少対策として様々な施策を展開し、地域の方々に不便を来たさないよう取り組んでまいりますとの、このような答弁もございました。

人口減少対策として、様々な施策を展開し、地域の方々に不便を来たさないよう取り組んでまいりますという市の答弁は注視していきたいと思えます。

国の大方針の下でのそれなりの対策は取るとの決意だと感じますが、その中身は分かりませんので、その対策による効果がどの程度あるのか判断はできません。

先に述べましたように、誘導区域内における住宅や公共施設、民間の誘導施設に対するインセンティブの下で、それなりの対策は取るとの方針と考えられますので、国が示す大方針の下での計画ですので、その枠組み内での計画にならざるを得ないのではないかと推測もされます。

このまま計画が進められたときの懸念事項として、第一には、居住誘導区域、準誘導区域に人口が集約され、その他の区域の人口が市の政策によって誘導され、市の政策によって人口減が加速されるのではないかと。それに伴って、地域の衰退につながるのではないかと。特に旧笠間地区では、小・中学校の統廃合が行われて、その後、市の説明によると、地域の減少というのは様々な要因だと言っておりますが、人口の減少が静かに進んでおります。この減少に政策は影響を与えるのではないのでしょうか。

また、農業の衰退、携わる人の減少により耕作放棄地が増えるのではないのでしょうか。山林の管理が重荷になり、やむを得ず事業者の求めに応じ山林を手放し、あるいは賃貸借契約を結び、山林の乱開発につながるのではないのでしょうか。山林の荒廃、地域の環境の荒廃につながるのではないのでしょうか。

この計画に対する住民の説明はどのようになされ、どのような理解を得たかとの質問に対し、市の答弁は、2020年1月に友部公民館、笠間支所、岩間支所で、平日と休日の各2回、計6回の説明会を開催し、延べ95名の住民が参加した。その中で、誘導区域設定の考え方、誘導方策に関するもの、郊外部との連携に関する意見が出されたが、この計画に反対する意見はなく、御理解を得たものと考えているとの御答弁がありました。しかし、これで理解を得たと考えるのは無理があるのではないのでしょうか。様々な質問、意見が出されたものと思いますが、反対意見はないということでした。これこれの理由で賛成だという意見が出たとの説明はありませんでした。

そもそも予備知識があまりなく、その場で行政の専門家から説明された内容に関して反対意見を出すことは相当難しいのではないのでしょうか。反対と言った人がいないからといって、御理解を得たものと、このように言い切ることは無理があるのではないかと思います。

これは全体として、政府が進める新自由主義路線に基づく経済効率優先、社会保障福祉政策の軽視を中心とした政策の一環として決められた、国による都市再生特別措置法に基づいたものであります。

新型コロナウイルス感染症拡大の中で新自由主義路線に基づく政策は様々な問題を引き起こしており、各界、各方面からの見直しが求められているところであります。

市民生活への影響がどのように出るのか、住民サービスをどのように維持することができるのか、住民がどのように評価しているのか不明であり、この計画による様々な懸念を

拭うことはできません。より慎重な検討の中で地域政策の立案を進め、市民との広範な議論の中で条例につなげていく必要があるのではないかと考えます。

よって、今回上程されました議案第49号 笠間市立地適正化計画における建築等の届け出に関する条例について反対をいたします。

議員の皆様方には御理解と御賛同をいただきたくお願い申し上げ、反対討論といたします。

御清聴ありがとうございました。

以上です。

○議長（飯田正憲君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、議案第43号 笠間市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号 笠間市の特別職の職員の常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件は、委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君はボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（飯田正憲君） 賛成の方はマイクのボタンを赤く点灯しているかを確認してください。

確認漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 採決を決定いたします。

投票数21票、賛成18票、反対3票。よって、本件は賛成多数でより、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号 笠間市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号 笠間市立地適正化計画における建築等の届け等に関する条例についてを採決いたします。

この採決は採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君はボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（飯田正憲君） 賛成の方はマイクのボタンが赤く点灯しているかを御確認ください。

御確認漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 採決を決定いたします。

投票数21票、賛成18票、反対3票。よって、本件は賛成多数により、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号 市道路線の廃止及び認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 御異議なしと認め、よって本件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号 工事請負契約の締結について（防災行政無線デジタル化整備工事）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号 工事請負契約の締結について（橋梁上部工事（仮称北山橋））を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号 動産購入契約の締結について（はしご付消防自動車購入）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号 損害賠償の額を定めることについてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号 令和2年度笠間市一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号 令和2年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号 令和2年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで11時10分まで休憩いたします。

午前11時00分休憩

---

午前11時10分開議

○議長（飯田正憲君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここでお諮りいたします。

石崎勝三君、市村博之君、藤枝 浩君の3人連名による議案が提出されております。

この際、日程に追加議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 御異議なしと認めます。そのように決定しました。

ここで、追加日程議案を配信するため、暫時休憩いたします。

午前 11 時 01 分休憩

---

午前 11 時 02 分開議

○議長（飯田正憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**議員提出議案第 1 号 笠間市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例  
について**

○議長（飯田正憲君） 日程第 4、議員提出議案第 1 号 笠間市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市村博之君。

〔19番 市村博之君登壇〕

○19番（市村博之君） 19番市村博之であります。

ただいま議題となりました、議員提出議案第 1 号 笠間市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例についての提示者、石崎勝三議員と藤枝 浩議員及び私の 3 名を代表いたしまして、提案理由の説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、笠間市においても市民生活や地域経済に多大な影響が出ております。このような中、医療従事者初め、市民の健康と生活を支えておられる多くの関係者の皆様に深く感謝する次第であります。また、市民の皆様や事業者の皆様に、日常生活や経済活動に懸命に努力されていることに心から敬意を表する次第であります。

緊急事態宣言は解除されたとはいえ、第 2 波の到来の可能性を含めて、まだまだ予断は許さない状況にあります。観光関連産業を中心に直接的な影響を受けていることに加え、製造業、建設業への影響も出ており、事態はさらなる悪化が懸念されているところであります。

こうした市民生活や地域経済の窮状と市の財政状況を考慮し、笠間市議会として、令和 2 年度政務活動費を 50%削減し、今後の笠間市の新型コロナウイルス感染症対策の費用の一部として活用していただきたく、本案を提出するものであります。

あわせて、執行部におかれましては、削減総額 440 万円全額を新型コロナウイルス感染症対策に充当していただくよう要請し、提案理由の説明といたします。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

これより討論に入ります。

15番西山 猛君。

〔15番 西山 猛君登壇〕

○15番（西山 猛君） 15番西山 猛です。

まず、政務活動費の性質について、改めて考えたいと思います。

政務活動というのは、議員に与えられた政治的な活動を補佐するというか、補助するための大事な大事な血税であります。

我々笠間市議会議員は、各1議員に対して年間40万円の大事な血税をいただいております。

これを、先ほどの提案者の説明によりますと、2分の1、440万円をコロナ禍対策に充当してくれということで、遡って本年度の政務活動費を半減するということではありますが、4年間、今データを私、取りました。4年間のデータの中で主に使用されているもの、これが調査研究費並びに研修費ということで、旅費、宿泊費等が、交通費等が伴うものであります。

ちなみに平成28年度、執行率79.87%、平成29年度、69.27%、平成30年度、61.85%、そして昨年、令和元年度、58.65%。つまり、政務活動費、皆さんが40万円をいただいた合計880万円のうち、昨年にしてみれば、例を挙げれば4割強が戻っているんです。つまり消化されていないんです。消化するという表現は不適切かもしれませんが、ばらばらでございます。100%使用した者、それ以上の政務活動費を自費でやっている、議員活動をやっている議員もおります。

そういう中で、今年度は各常任委員会、さらには議会運営委員会、そして、今後様々な部分で削減があるでしょう旅費関係ですね、研修費。つまり、調査研究費及び研修費に値するわけでございます。

要は何が言いたいかといいますと、議会として、常任委員会の活動の中でそこを削減している。それでコロナ対策に充当してくれと。こういうことで方向性がついているということは、黙っていても50%ではなくて、さらにその部分を、例えば昨年、令和元年度を例にしますと、56.97、単純に計算しますと、金額で言いますと880万円のうち、昨年は516

万1,263円。さらにその中で26.63%に値します137万4,435円がつまり研修費として使っていたんです。ということは、そこを削りますと、現在の状況の中を研修やめます、何やめます、こうなってきますと50%満たないんです。差し引きますと43.03%。つまり、黙っていても50%以上が戻入、戻るんです。それを大手を振って、私は議会として、まして議会のプロセスも経ていないと私は思っています。そういう中で、各個人に交付されたものを遡って20%戻せば議会の役目は果たすのかと、私は疑問をいただいております。

ただ、これは一理あると思います。明確に一理あると思います。ただし、そもそも論として残るお金であれば、わざわざここで条例まで改正してやらなくてもいいのではないかなというのが私の考えです。

ところで、不要不急といいますますが、これからの笠間市の行政執行の中で、果たしてこれは来年度でもいいんじゃないかと、ややもすると、コロナ対策を優先すれば、これをなくしてもいいんじゃないかと、こういう内容がもしあるとすれば、例えば、国の施策で特別給付金10万円いただきました。国民全員にいただきました。その中で、昨今やっています、テレビで、何日に生まれた人は対象じゃなかった。こんな話があります。そういうことも含めて、もしフォローができれば、例えば笠間市版給付金、いいじゃないですか。

具体的に、子育て世代大変です。小・中学校、小学校3,558人、中学生1,811人、6月1日現在、合計5,369人。この子供たち対象に、国が10万円なら、笠間市5万円あげたっていいじゃないですか。トータルで幾らですか。2億6,845万円。このぐらいのワイルドな議会にしましょうよ。

それを堂々と執行部に何とかならないか。その上で、こういう方法もあるじゃないか、ああいう方法もあるじゃないかというのが順序じゃないでしょうか。

どうでしょうか皆さん。私はそう思っております。

過去4年間のデータ見たときに、結果として3割から4割は戻っているということ考えますと、むしろこのときだからこそ、一生懸命、政務活動費も含めて、自費も含めて、議会活動を一生懸命していただきたい、そう思っております。

なので、私はこの条例案に対して反対の立場を表したいと思っております。

皆さんの賛同をよろしく願いいたします。

○議長（飯田正憲君） ほかにございませんか。

10番石井 栄君。

〔10番 石井 栄君登壇〕

○10番（石井 栄君） 10番、日本共産党の石井 栄です。

ただいま、突然議案が提案されて、今読ませていただきました。

これに関してですけれども、この議会の中ではいろいろな意見があると思いますが、市民の皆さんのために、議員としても支援をしたいという方が大半だと思います。私もその1人です。

しかし、今出された条例案を見ますと、一律20万円を削減をして、各議員さんの意思に反するような形になる場合も考えられますね。

現実に、一律20万円には賛成できないという意見があることが分かりましたので、個人的には賛成したいという議員さんの全体の思いを、これでは代表しているものとは思えないんですよ。

それで、やはり皆さんが議会全体として支援をしたいという気持ちを表すためには、やはり自主戻入という形で、まとめて議会として対応するというのが、私は最も望ましいやり方ではないかなと思います。

そういう意味で……（発言する者あり）そういう意味で、この条例については賛成はできません。

それで、最も基本的なところは、不要不急の予算の執行をやめるなど、大きな政策の転換も含めて、議会として提案することが必要ではないかなというふうに考えます。

私は、この議案は、そういう意味で賛成できませんので、反対をいたします。

議員の皆さんの御理解と御賛同をいただきたいというふうに思います。

一旦これを廃案にして、もう一度考え直していったほうがいいのではないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（飯田正憲君） ほかにございませんか。

16番石松俊雄君。

〔16番 石松俊雄君登壇〕

○16番（石松俊雄君） 16番石松です。

市政会と政研会を代表して、議員提出議案第1号 笠間市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論を行います。

現下の必要性と緊急性を踏まえ、政務活動費の50%削減に賛成をいたします。

幸い笠間市では新型コロナウイルスの感染者は出ておりませんが、全国では、6月11日時点で感染確認者1万7,306人、死亡者は922人となっております。

緊急事態宣言は解除されましたが、いまだ感染者の増加は続いており、終息したと言える状況にはなっておりません。また、多くの事業者が苦境に立たされており、笠間市の地域経済も今まで経験したことのない事態に直面をしております。小売業、タクシー業界、運転代行業、ホテル旅館業、飲食業ではほとんど営業にならず、診療所や歯科医院などでも患者が減っているとのことでもあります。

十分な補償が行われなければ倒産という事態を招き、その倒産の連鎖で笠間市の地域経済は大きな打撃を受けることとなります。また、新型コロナウイルス感染症の終息がいまだ見通せない中、こうした事態の長期化は避けることはできません。

市民生活と地域経済を守るためには、国の対応待ちではなく、行政も議会も一丸となっ

て迅速に対応、対処すべきときであります。

この条例の一部改正により、減額の金額が明らかになり、初めて補正予算が組めるわけです。したがって、新型コロナウイルス対策に充てるためには、この条例の一部改正は必要不可欠であります。

今後、視察研修費の削減など、不要不急の議会費用の削減、市民の立場に立った対応を進めることも必要であるという意見を申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（飯田正憲君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） これより議員提出議案第1号を採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君はボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（飯田正憲君） 賛成の方はマイクのボタンが赤く点灯しているかを御確認ください。

確認漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 採決を決定いたします。

投票数21票、賛成18票、反対3票。本件は賛成多数により、原案のとおり可決されました。

---

## 閉会の宣告

○議長（飯田正憲君） 以上で、本日の日程は全て終了し、今期市議会定例会に付議された議案の審議は全て議了いたしました。

これにて令和2年第2回笠間市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

この後、11時45分より全員協議会を行います。またすぐ、新議場ができましたので、ここで記念写真を撮りますので、皆さんマスク外して写真撮りますので、よろしくお願いいたします。

午前11時35分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 飯 田 正 憲

署 名 議 員 小 藺 江 一 三

署 名 議 員 石 崎 勝 三